証券コード：1802
平成27年６月１日

株　主　各　位

東京都港区港南２丁目15番２号
株式会社　　大　林　組
取締役社長　　白　石　　達

第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり有り難く厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年６月25日（木曜日）午後５時15分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

［郵送による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

［インターネットによる議決権行使の場合］
　23頁から24頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力下さい。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都港区港南２丁目15番２号
　　品川インターシティＢ棟
　　当社本社（３階講堂）

3．目的事項

報告事項　第111期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役11名選任の件

第４号議案　監査役１名選任の件

第５号議案　取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

第６号議案　取締役退職慰労金未払い金を精算支給する件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。なお、この場合、委任状のご提出が必要となりますので、ご了承下さい。

◎事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.obayashi.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎節電策として会場の空調を控えめに設定させていただきますので、ご了承下さい。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、長期にわたり安定した配当を維持することを第一に、財務体質の一層の強化や将来に備えた技術開発、設備投資等を図るための内部留保の充実を勘案のうえ、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、１株につき６円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金４円を加えた年間配当金は、１株当たり10円（前期比２円増額）となります。

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　１株につき６円　　総額4,308,754,512円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日から施行され、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役についても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第25条（取締役の責任免除）及び第32条（監査役の責任免除）に所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第25条の変更につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　定　款　案
（取締役の責任免除） 第25条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第１項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第25条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第１項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
（監査役の責任免除） 第32条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第１項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（監査役の責任免除） 第32条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第１項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第３号議案　取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）の任期が満了いたします。つきましては、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため社外取締役１名を増員し、取締役11名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	大林剛郎（おおばやしたけお） （昭和29年６月９日生）	昭和52年４月　当社入社 同 58年６月　当社取締役 同 60年６月　当社常務取締役 同 62年６月　当社専務取締役 平成元年６月　当社代表取締役副社長 同 ９年６月　当社代表取締役副会長 同 15年６月　当社代表取締役会長 同 19年６月　当社取締役 同 21年６月　当社代表取締役会長（現任）	16,814,095株
2	白石達（しらいしとおる） （昭和22年６月29日生）	昭和46年７月　当社入社 平成13年６月　当社取締役 同 15年６月　当社常務取締役 同 17年６月　当社常務執行役員 同 19年４月　当社専務執行役員 同 19年６月　当社代表取締役　社長（現任）	57,000株
3	原田昇三（はらだしょうぞう） （昭和24年９月27日生）	昭和48年４月　当社入社 平成17年６月　当社執行役員 同 19年４月　当社常務執行役員 同 19年６月　当社常務取締役 同 21年６月　当社専務取締役 同 22年４月　当社取締役　専務執行役員 同 23年４月　当社代表取締役　専務執行役員 同 24年４月　当社代表取締役　副社長執行役員（現任） ＜担当：事務全般・グループ事業担当＞	26,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	杉山 直（すぎやま なお） （昭和24年11月６日生）	昭和50年４月　当社入社 平成19年４月　当社執行役員 同 21年４月　当社常務執行役員 同 21年６月　当社常務取締役 同 22年４月　当社取締役　専務執行役員 同 24年４月　当社建築本部長（現任） 同 27年４月　当社代表取締役　副社長執行役員（現任） ＜担当：建築全般・建築本部長＞	14,000株
5 （新任）	土屋幸三郎（つちや こうざぶろう） （昭和26年１月27日生）	昭和48年４月　当社入社 平成20年４月　当社執行役員 同 22年４月　当社常務執行役員 同 24年４月　当社専務執行役員 同 25年４月　当社土木本部長（現任） 同 27年４月　当社副社長執行役員（現任） ＜担当：土木全般・土木本部長＞	15,000株
6	岸田 誠（きしだ まこと） （昭和26年11月14日生）	昭和49年４月　当社入社 平成17年６月　当社執行役員 同 19年４月　当社常務執行役員 同 19年６月　当社常務取締役　建築本部長 同 21年４月　当社東京建築事業部長 同 21年６月　当社専務取締役 同 22年４月　当社取締役　専務執行役員（現任）東京本店長 同 23年４月　当社海外支店長（現任） ＜担当：海外支店長＞ 〔重要な兼職の状況：タイ大林　取締役〕	15,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	三輪昭尚（みわあきひさ） （昭和27年３月23日生）	昭和49年４月　当社入社 平成17年６月　当社執行役員 同 19年４月　当社常務執行役員 同 19年６月　当社常務取締役 原子力本部長（現任） 同 19年11月　当社技術本部長（現任） 同 22年４月　当社取締役　専務執行役員（現任） ＜担当：技術本部長 兼 原子力本部長 ・情報システム担当＞	16,000株
8	柴田憲一（しばたけんいち） （昭和24年10月10日生）	昭和47年４月　当社入社 平成17年６月　当社執行役員 同 19年４月　当社常務執行役員 同 19年８月　当社開発本部長 同 20年６月　当社常務取締役 同 22年４月　当社取締役　専務執行役員（現任） 開発事業本部長（現任） ＜担当：開発事業本部長＞	16,000株
9 （新任）	蓮輪賢治（はすわけんじ） （昭和28年11月15日生）	昭和52年４月　当社入社 平成19年６月　当社土木本部本部長室長 同 22年４月　当社執行役員　東京本店土木事業部担任副事業部長 同 23年４月　当社技術本部副本部長 同 24年10月　当社常務執行役員（現任） 同 26年10月　当社テクノ事業創成本部長（現任） ＜担当：テクノ事業創成本部長＞	11,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	大竹伸一（おおたけしんいち） （昭和23年１月25日生）	昭和46年４月　日本電信電話公社入社 平成14年６月　㈱エヌ・ティ・ティ　エムイー東京代表取締役社長 同 16年６月　西日本電信電話㈱常務取締役 同 18年６月　同社代表取締役常務取締役 同 19年６月　同社代表取締役副社長 同 20年６月　同社代表取締役社長 同 24年６月　同社取締役相談役 同 25年６月　当社社外取締役（現任） 同 26年６月　西日本電信電話㈱相談役（現任） 〔重要な兼職の状況： ㈱大阪国際会議場　社外取締役〕	0株
11 （新任）	小泉愼一（こいずみしんいち） （昭和23年２月29日生）	昭和46年４月　東レ㈱入社 平成16年６月　同社取締役 同 18年６月　同社常務取締役 同 19年６月　同社専務取締役 同 20年６月　同社代表取締役副社長 同 25年６月　同社相談役 ㈱東レ経営研究所取締役会長（現任） 同 26年６月　東レ㈱相談役退任 〔重要な兼職の状況： ㈱東レ経営研究所　取締役会長〕	0株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．大竹伸一氏及び小泉愼一氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は当社が定める「社外役員候補者の選定要件」（12頁に記載）を満たしており、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
３．大竹伸一氏及び小泉愼一氏につきましては、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験と高い識見を当社取締役会における適切な意思決定及び経営監督に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
４．大竹伸一氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役の在任期間が２年となります。

5．当社は大竹伸一氏と、会社法第423条第１項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円と会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、本総会において同氏が再任された場合には、本契約を継続する予定であります。

また、小泉愼一氏が本総会において選任された場合には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、現任監査役（５名）のうち香田忠維氏の任期が満了いたしますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
横川（よこかわ）　浩（ひろし） （昭和22年６月21日生） （新任）	昭和45年４月　通商産業省入省 平成11年９月　同省生活産業局長 同 12年６月　同省退職 同 12年７月　日本貿易振興会理事 同 14年７月　同上退任 同 14年８月　大阪瓦斯㈱顧問 同 15年６月　同社常務取締役 同 17年６月　同社代表取締役　専務取締役 同 20年６月　同社代表取締役　取締役副社長 同 21年６月　同社代表取締役　副社長執行役員 同 23年４月　同社取締役 同 23年６月　同上退任 同 23年７月　（一社）日本商事仲裁協会理事長（現任） 同 25年６月　（公財）日本陸上競技連盟会長（現任） 同 26年12月　（一社）電気自動車普及協会会長（現任） 〔重要な兼職の状況： （一社）日本商事仲裁協会　理事長 （公財）日本陸上競技連盟　会長 （一社）電気自動車普及協会　会長〕	0株

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．横川浩氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は当社が定める「社外役員候補者の選定要件」（12頁に記載）を満たしており、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

3．横川浩氏につきましては、長年経済産業行政及び企業経営に携わった豊富な経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
4．当社は横川浩氏が本総会において選任された場合には、同氏との間に、会社法第423条第１項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円と会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。

（ご参考）

＜社外役員候補者の選定要件＞

1　当社の社外役員にふさわしい能力、識見、経験及び人格を有し、当社の経営に対し、独立した客観的な立場から指摘、意見することができる人材であること
2　当社及び関係会社の元役員・従業員でないこと
3　現に契約している会計監査法人、顧問弁護士事務所及びメインバンクに現に所属し、または過去に所属していた者でないこと
4　出資比率10％以上の大株主（あるいは大株主である団体に現に所属し、または過去に所属していた者）でないこと
5　過去３会計年度において、当該取引先との年間取引額が相互の売上高の２％を超える取引先に現に所属し、または過去に所属していた者でないこと
6　過去３会計年度において、当社から年間2,000万円を超える寄付を行っている非営利団体の業務執行者等を現に務めている、または過去に務めていた者でないこと
7　３乃至６に該当する場合でも、当該団体を退職後５年以上経過していること
8　東京証券取引所の有価証券上場規程に規定する「独立役員」の要件に該当すること

第５号議案　取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

１．提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は「基本報酬」のみでしたが、今般、新たに、当社の取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員（社外取締役及び海外居住者を除く。以下「取締役等」という。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入についてご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

具体的には、平成17年６月29日開催の第101回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（月額60百万円以内）とは別枠で、各事業年度における業績目標の達成度等に応じて、当社の取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役等の員数は、第３号議案「取締役11名選任の件」（社外取締役２名を含む。）が原案どおり可決されますと、取締役９名、執行役員43名の計52名となります。

また、本議案が原案どおり可決されますと、取締役等の報酬は「基本報酬」及び「株式報酬」により構成されることとなります。

２．本制度における報酬等の額・内容等

⑴　本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額（下記⑵のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役等に対して業績目標の達成度等に応じて毎期付与されるポイントに相当する当社株式が交付される業績連動型

の株式報酬制度です。但し、取締役等が当社株式の交付を受けるのは、原則として取締役等の退任時となります。

⑵　会社が拠出する金員の上限等

①　信託金の上限

当社は、連続する３事業年度（平成28年３月31日で終了する事業年度から平成30年３月31日で終了する事業年度までの３事業年度とし、下記②による信託期間の延長が行われた場合には、以降の各３事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象として本制度を導入いたします。

当社は、対象期間ごとに合計300百万円を上限とする金員を取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間３年間の信託を設定します（以下「本信託」という。）。この上限額は、現在の当社の取締役等の報酬水準等を考慮し、算出しております。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得いたします。

②　信託継続時の追加拠出等

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり得ます。その場合、さらに３年間本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに合計300百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、300百万円の範囲内といたします。

また、信託期間（上記の本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任しているときには、直ちに本信

託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長いたします。但し、その場合には、当該取締役等に対して新たなポイントは付与されず、延長後の信託期間の満了時においても当該取締役等が在任しているときには、当該取締役等に対して当社株式が交付されます。

⑶　取締役等が取得する当社株式数の算定方法及び上限

①　株式数の算定方法

取締役等には、信託期間中の毎年一定の時期に、同年３月31日で終了した事業年度における業績目標の達成度等に応じてポイントが付与されます。在任期間中に死亡した取締役等については、死亡時までの期間に応じたポイントが付与されます。

各取締役等の退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）を算定し、累積ポイント数に応じて１ポイントにつき１株の当社株式が交付されます。但し、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、１ポイントあたりの当社株式数を調整いたします。

②　上限株式数等

信託期間内に本制度により信託が取得する株式の上限数は450,000株、取締役等に付与される１年あたりのポイント総数の上限は200,000ポイントといたします。

⑷　取締役等に対する株式交付

受益者要件を満たす当社の取締役等が退任する場合（または死亡した場合）、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）までに付与されていた当該ポイントに相当する数の当社株式が本信託から交付されます（但し、単元未満株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付される。）。

（ご参考）

平成27年５月13日付適時開示資料「当社取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入について（詳細決定）」（抜粋）

１．本制度導入の目的

⑴　当社は、当社の取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員（社外取締役及び海外居住者を除く。以下「取締役等」）を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性及び客観性の高い報酬制度として、本制度を導入します（※1）（※2）。

⑵　取締役等に対する本制度の導入は、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ることを条件とします。

⑶　本制度を導入するにあたり、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」）と称される仕組みを採用する予定です。BIP信託とは、米国の業績連動型の株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、BIP信託により取得した当社株式を業績目標の達成度等に応じて取締役等に交付するものです。

（※1）本制度の導入により、当社取締役等の報酬は、「基本報酬」及び「株式報酬」により構成されることになります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役の報酬については、従前どおり、「基本報酬」のみにより構成されます。

（※2）当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役を構成員に含む報酬委員会を設置しており、報酬委員会において、本制度の導入について審議し、報酬制度に係る決定プロセスと結果の透明性、客観性を確保しています。

2．BIP信託の仕組み

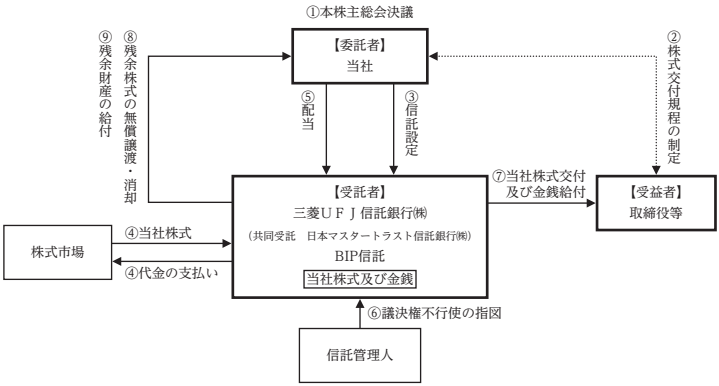

①当社は、本株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。

②当社は、取締役会において本制度の導入に関する役員報酬に係る株式交付規程を制定します。

③当社は、①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。

④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。

⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。

⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものとします。

⑦信託期間中、毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）に、当該ポイントに相当する数の当社株式が本信託から交付されます（但し、単元未満株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付される。）。

⑧信託期間中における業績目標の未達等により信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。

⑨受益者に分配された後の一定の残余財産は、本信託の清算時に当社へ帰属する予定です。

（注）当社は、本株主総会決議で承認を受けた株式取得資金の範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本制度を継続する可能性があります。

⑴　本制度の概要

本制度は、平成28年３月31日で終了する事業年度から平成30年３月31日で終了する事業年度までの３事業年度（以下「対象期間」）※を対象として、各事業年度の業績目標の達成度等に応じた当社株式を役員報酬として交付する制度です。

※下記⑷イによる本信託の継続が行われた場合には、以降の各３事業年度をそれぞれ対象期間とします。

⑵　制度導入手続

本株主総会では、本信託に拠出する信託金の上限額、本信託が取得する当社株式の上限株数及び取締役等が付与されるポイント（下記⑸に定める。）の１年あたりの上限総数その他必要な事項を決議します。

なお、下記⑷イによる本信託の継続を行う場合には、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

⑶　本制度の対象者（受益者要件）

取締役等には、その退任後に、受益者要件を満たしていることを条件として、所定の受益者確定手続を経た上で、退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）の累積ポイント数（下記⑸に定める。）に応じた数の当社株式が本信託から交付されます。

受益者要件は以下のとおりです。

①対象期間中に当社の取締役等として在任していること（対象期間中に新たに取締役等になった者を含む。）

②取締役等を退任していること※

③正当な理由に基づき取締役等を解任された者または取締役会による辞任勧告に従い辞任した者でないこと

④下記⑸に定める累積ポイント数が決定されていること

⑤その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※但し、下記⑷ウによる信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が取締役等として在任しているときには、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式が交付されます。

⑷　信託期間

ア　当初の信託期間

平成27年８月（予定）から平成30年８月（予定）までの約３年間とします。

イ　本制度の継続（追加拠出を伴う信託期間の延長）

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり得ます。その場合、さらに３年間本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末

日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあり得ます。

ウ　本制度の終了後の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

本制度を終了する場合においても、信託期間（上記イの本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任しているときには、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長します。但し、その場合には、当該取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

⑸　取締役等に交付される株式数

取締役等には、信託期間中の毎年一定の時期に、同年３月31日で終了した事業年度における業績目標の達成度等に応じてポイントが付与されます。在任期間中に死亡した取締役等については、死亡時までの期間に応じたポイントが付与されます。

各取締役等の退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」）を算定し、累積ポイント数に応じて１ポイントにつき１株の当社株式が交付されます。但し、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、１ポイントあたりの当社株式数を調整します。

⑹　信託金、取得株式数（交付株式数）及び付与ポイント数の上限

信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の上限額は300百万円とします。当該上限額は、現在の当社の取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。

信託期間内に本信託が取得する当社株式（本信託により取締役等に交付される当社株式）の上限株式数（以下「取得株式数」という。）は450,000株とします。また、取締役等に付与される１年あたりの上限ポイント総数は、200,000ポイントとします（信託期間中の上限ポイント総数の累積値は、取得株式数の範囲内とします。）。取得株式数及び１年あたりの上限ポイント総数は、信託金の上限額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定しています。但し、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、取得株式数を調整します。

⑺　本信託による当社株式の取得方法

本信託は、上記⑹の株式取得資金の上限及び取得株式数の範囲内で、株式市場から当社株式を取得します。

⑻　取締役等に対する株式交付時期

受益者要件を満たす取締役等が退任する場合（または死亡した場合）、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）までに付与されていた当該ポイントに相当する数の当社株式が本信託から交付されます（但し、単元未満株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付される。）。

⑼　本信託内の当社株式の議決権行使

信託期間中は経営への中立性を確保するため、本信託内にある当社株式（すなわち上記⑸により当社の取締役等に交付される前の当社株式）の議決権は行使されません。

⑽　本信託内の当社株式に対する剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託期間（上記⑷ウの信託期間の延長が行われた場合には、延長後の信託期間）の終了時に残余が生じた場合には、社会への還元策として、当社及び当社の取締役等と利害関係のない団体に寄付する予定です。

⑾　信託終了時の取扱い

信託期間（上記⑷ウによる信託期間の延長が行われた場合には、延長後の信託期間）の終了時に残余株式（信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役等に対して、その退任時に交付することが予定される株式を除く。）が生じた場合は、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

（ご参考）

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	受益者要件を充足する当社の取締役等に対し、一定の当社株式の交付及び金銭の給付をすることで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること
③委託者	当社
④受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	平成27年８月７日（予定）
⑧信託の期間	平成27年８月７日（予定）～平成30年８月31日（予定）
⑨制度開始日	平成27年８月７日（予定） （平成28年５月末日からポイントの付与を開始）

⑩議決権	行使しない
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫信託金の上限額	300百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬株式の取得時期	平成27年８月10日（予定）～平成27年８月31日（予定）
⑭株式の取得方法	取引所市場より取得
⑮帰属権利者	当社
⑯残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とする。

【信託・株式関連事務の内容】

①信託関連事務	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。
②株式関連事務	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

第６号議案　取締役退職慰労金未払い金を精算支給する件

当社は、平成17年６月29日開催の第101回定時株主総会において、取締役及び監査役に対する退職慰労金制度の廃止に伴い、当社における一定の基準に従って算定した退職慰労金を各役員の退任時に打ち切り支給することを決議いたしましたが、取締役大林剛郎氏について未支給のままとなっております。

つきましては、同決議から10年が経過することを勘案し、当該未払い金（平成17年６月までの取締役在任年数22年分、２億541万円）を、本議案が可決されました後、速やかに精算支給することとさせていただきたく存じます。

取締役大林剛郎氏の略歴は、第３号議案「取締役11名選任の件」に記載のとおりであります。

以　上

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

１．議決権行使サイトについて

⑴ インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo！」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

⑵ パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

⑶ 携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

⑷ インターネットによる議決権行使は、平成27年６月25日（木曜日）の午後５時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスク（次頁末尾記載）へお問い合わせ下さい。

２．インターネットによる議決権行使方法について

⑴ 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

⑵　株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。
⑶　株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
⑴　郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。
⑵　インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
　議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

≪機関投資家の皆様へ≫
　議決権行使の方法として、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120－173－027（受付時間　9：00～21：00、通話料無料）

〈メモ〉

〈メモ〉

定時株主総会会場ご案内図

会　場　　東京都港区港南２丁目15番２号
品川インターシティＢ棟
当社本社（３階講堂）
電話 03－5769－1017

交　通　　ＪＲ「品川駅」より徒歩約10分
京急「品川駅」より徒歩約11分
（駅の改札を出て、港南口方面にお進み下さい。）

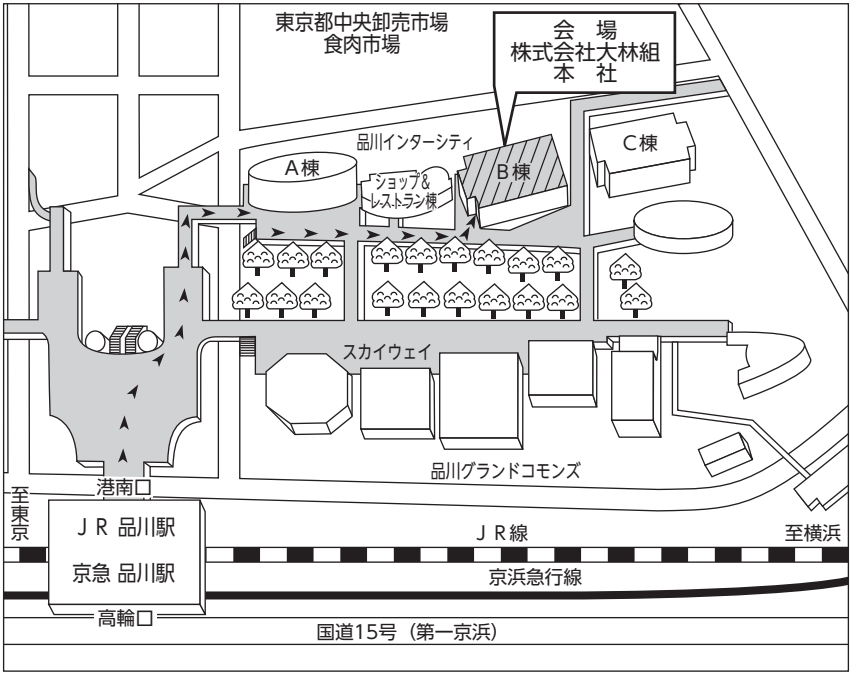

株主メモ

事業年度	■毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	■6月
期末配当金受領株主確定日	■3月31日
中間配当金受領株主確定日	■9月30日
公告の方法	■電子公告 公告掲載URL（http://www.obayashi.co.jp/koukoku/index.html）
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	■三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
同連絡先	■〒137-8081　東京都江東区東砂7丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 TEL　0120－232－711（通話料無料）

株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について

【証券会社で口座を開設されている株主様】
口座を開設されている証券会社にご連絡下さい。
【証券会社で口座を開設されていない株主様（特別口座の株主様）】
上記特別口座の口座管理機関（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）にご連絡下さい。

※未払配当金のお支払いにつきましては、どちらの株主様も上記株主名簿管理人（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）が承ります。

単元未満株式の買取手数料	■単元株式数当たりの売買委託手数料相当額を買い取った単元未満株式数で按分した額及びこれにかかる消費税額等の合計額
上場金融商品取引所	■東京証券取引所・福岡証券取引所

OBAYASHI CORPORATION　URL http://www.obayashi.co.jp/

OBAYASHI

第111期 報告書

平成26年4月1日 ▶ 平成27年3月31日

株式会社 大林組

証券コード：1802

第111期　報　告　書

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

目　次

（第111回定時株主総会招集ご通知　添付書類）

事業報告 …… 1
連結貸借対照表 …… 21
連結損益計算書 …… 22
連結株主資本等変動計算書 …… 23
連結注記表 …… 24
貸借対照表 …… 35
損益計算書 …… 36
株主資本等変動計算書 …… 37
個別注記表 …… 38
連結計算書類に係る
会計監査人の監査報告書　謄本 …… 45
計算書類に係る
会計監査人の監査報告書　謄本 …… 46
監査役会の監査報告書　謄本 …… 47

（ご参考）

ニュース＆トピックス …… 49
株主メモ

株主の皆様へ

平素は格別のご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。

ここに平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第111期の事業概要についてご報告申し上げます。

平成27年6月



取締役社長

（第111回定時株主総会招集ご通知　添付書類）

事　業　報　告

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

1. 当社グループの現況に関する事項

(1)　事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴い個人消費など一部に弱さも見られましたが、政府による経済政策の効果等で企業収益が改善し、景気は緩やかな回復基調が続きました。

国内の建設市場におきましては、公共工事、民間工事の発注がともに堅調に推移し、事業環境は持ち直しつつあります。

こうした情勢下にありまして、当期における当社グループの連結業績につきましては、売上高は当社、子会社ともに建設事業売上高が増加したことなどから、前期比10.0%増の約1兆7,739億円となりました。損益の面では、建設事業売上高の増加に伴い完成工事総利益が増加したことや、不動産事業等総利益が増加したことなどから、営業利益は前期比51.3%増の約483億円、経常利益は前期比49.3%増の約599億円、当期純利益は前期比32.7%増の約286億円となりました。

	大林組グループ（連結）		大林組（単体）	
		前期比		前期比
売上高	17,739 億円	+1,612 億円 (+10.0%)	12,598 億円	+511 億円 (+4.2%)
営業利益	483	+163 (+51.3%)	189	+161 (+579.7%)
経常利益	599	+197 (+49.3%)	311	+198 (+174.9%)
当期純利益	286	+70 (+32.7%)	129	+52 (+68.9%)

■売上高（連結）

10.0%増
1兆6,127億円（前期）→ 1兆7,739億円（当期）

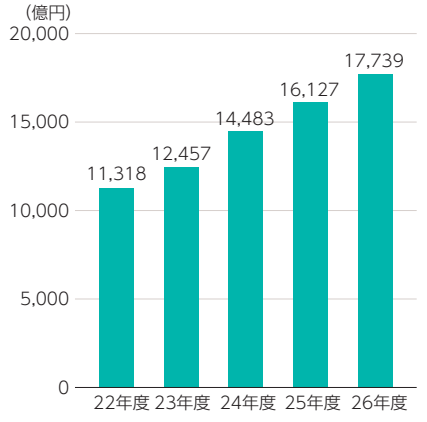

■売上高（単体）

4.2%増
1兆2,086億円（前期）→ 1兆2,598億円（当期）

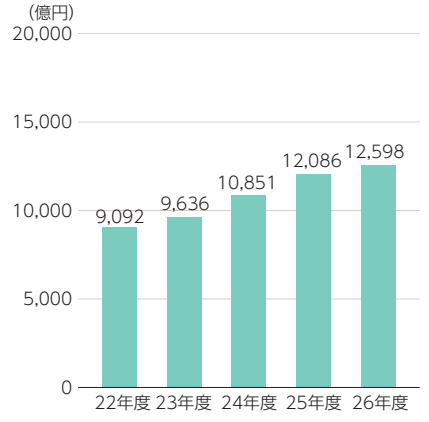

■当期純利益（連結）

32.7%増
216億円（前期）→ 286億円（当期）

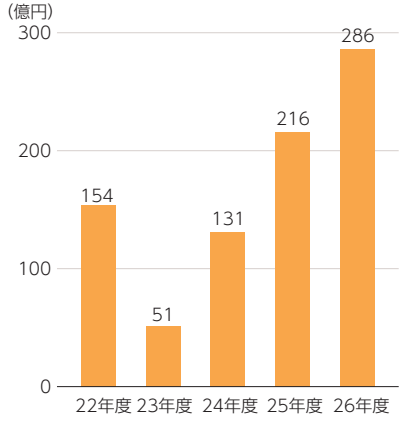

■当期純利益（単体）

68.9%増
76億円（前期）→ 129億円（当期）

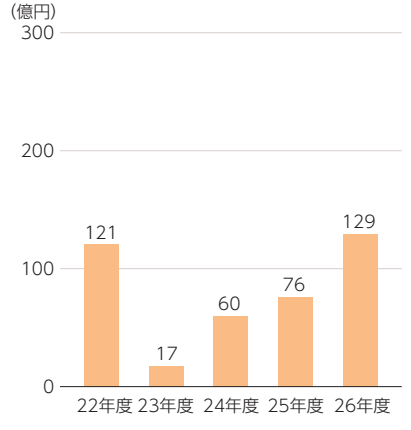

当社グループの事業別の概況は、次のとおりであります。

(建設事業)

当社グループの建設事業受注高につきましては、当社の国内建築事業、国内土木事業や子会社の海外建築事業などで増加したことから、前期比13.7%増の約1兆7,974億円となりました。その内訳は国内建築事業約9,837億円、海外建築事業約3,771億円、国内土木事業約4,044億円、海外土木事業約321億円であります。

当社単体の受注高は前期比5.7%増の約1兆2,782億円となりました。その内訳は、建築工事は前期比2.2%増の約9,560億円、土木工事は前期比17.4%増の約3,222億円であります。

■建設事業：受注高(連結)

13.7%増
1兆5,809億円(前期) → 1兆7,974億円(当期)

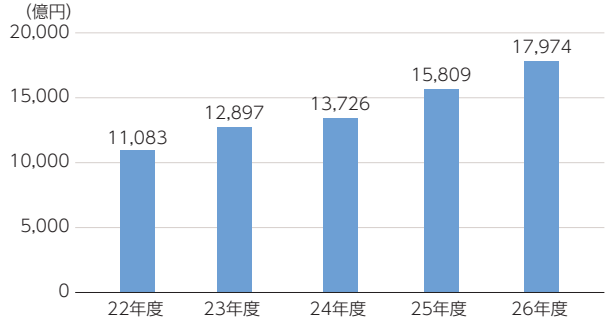

主な受注工事

発注者	工事名称
中日本高速道路㈱	東京外かく環状道路　本線トンネル（北行）東名北工事
㈱三菱東京UFJ銀行	㈱三菱東京UFJ銀行大阪ビル建替工事
日本橋二丁目地区市街地再開発組合	日本橋二丁目地区第一種市街地再開発事業（A街区）施設建築物新築等工事
三井不動産㈱	三井不動産ロジスティクスパーク船橋新築工事
サンフランシスコ観光促進地区運営会社	モスコーニセンター拡張工事（米国）※1
ジュエルチャンギエアポートトラスティー	ジュエル複合施設新築工事（シンガポール）※2

(注) ※1は大林USAの受注工事、※2は大林シンガポールの受注工事、その他は当社の受注工事であります。

次に、当社グループの建設事業売上高につきましては、当社、子会社ともに建築事業で増加したことなどから、前期比10.0%増の約1兆6,730億円となりました。その内訳は国内建築事業約9,530億円、海外建築事業約3,307億円、国内土木事業約3,263億円、海外土木事業約628億円であります。また、営業利益につきましては、建設事業売上高の増加に伴い完成工事総利益が増加したことなどから、前期比45.9%増の約279億円となりました。

当社単体の売上高は前期比3.4%増の約1兆2,265億円となりました。その内訳は、建築工事は前期比4.7%増の約9,586億円、土木工事は前期比0.9%減の約2,679億円であります。

■建設事業：売上高及び営業損益(連結)

・売上高　10.0%増
1兆5,210億円(前期) → 1兆6,730億円(当期)

・営業損益　45.9%増
191億円(前期) → 279億円(当期)

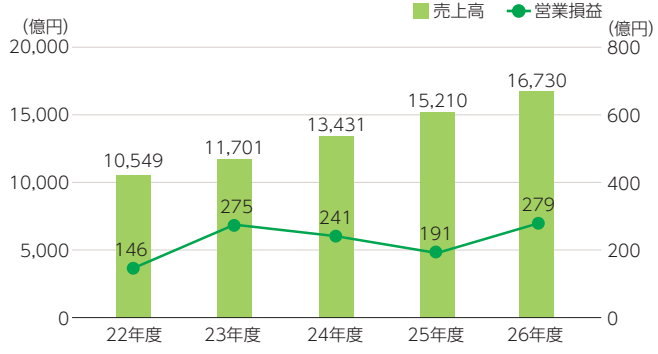

主な完成工事

発注者	工事名称
森ビル㈱	虎ノ門ヒルズ、環状第二号線 築地虎ノ門トンネル建設工事
㈱IHI 豊洲三丁目開発特定目的会社	豊洲フォレシア新築工事
ダイビル㈱	新ダイビル新築工事
イオンモール㈱	イオンモール名古屋茶屋新築工事
ペンシルバニアアルゲーニー郡港湾局	ピッツバーグLRTトンネル及び地下駅構築工事（米国）
401 ハリソンインベスターズ	ワンリンコンヒル第2期工事（米国）※

(注) ※は大林USAの完成工事、その他は当社の完成工事であります。

当社グループの主な完成工事



虎ノ門ヒルズ、環状第二号線 築地虎ノ門トンネル建設工事（東京都）



イオンモール名古屋茶屋新築工事（愛知県）



新ダイビル新築工事（大阪府）



豊洲フォレシア新築工事（東京都）

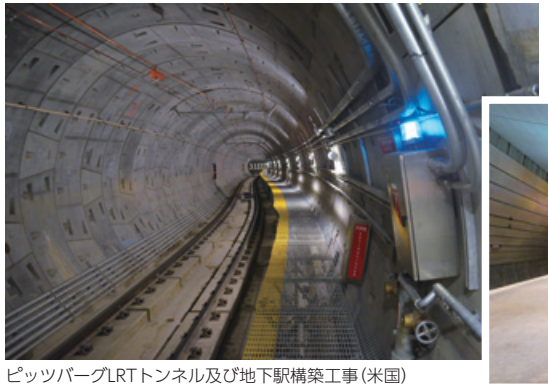



ピッツバーグLRTトンネル及び地下駅構築工事（米国）

（不動産事業）

不動産事業につきましては、当社において大型不動産の売却があったことなどから、グループ全体の売上高は前期比23.6％増の約638億円、営業利益は前期比65.7％増の約185億円となりました。

（その他事業）

その他事業につきましては、グループ全体の売上高は前期比7.3％減の約370億円、営業利益は前期比13.3％増の約17億円となりました。

■不動産事業：売上高及び営業損益（連結）

・売上高　516億円（前期）→ 638億円（当期）　23.6％増

・営業損益　112億円（前期）→ 185億円（当期）　65.7％増

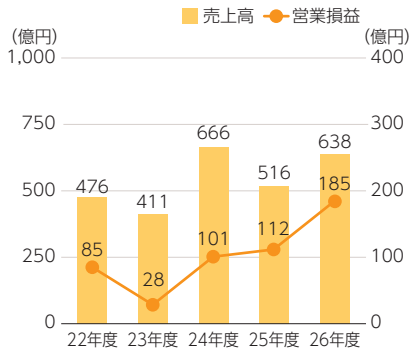

■その他事業：売上高及び営業損益（連結）

・売上高　400億円（前期）→ 370億円（当期）　7.3％減

・営業損益　15億円（前期）→ 17億円（当期）　13.3％増

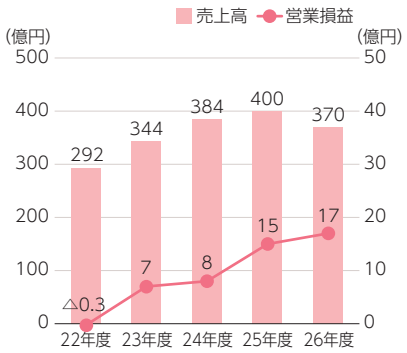

＜事業別　売上高及び営業損益（連結）＞

（単位：百万円）

区　分	建設事業					不動産事業	その他事業	合　計
	国内建築	海外建築	国内土木	海外土木	建設事業計			
売上高	953,097	330,702	326,353	62,886	1,673,040	63,858	37,082	1,773,981
営業損益	8,988	2,939	19,195	△3,124	27,999	18,597	1,791	48,388

(2)　資金調達の状況

当期におきましては、普通社債の発行（第21回債100億円）などによる資金調達を行い、運転資金及び設備投資に充当いたしました。

当期末における連結有利子負債残高は、前期末に比べ約176億円減少し、約4,108億円となりました。

(3)　設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は、約423億円であります。このうち主なものは、事業用土地建物及び機械装置の購入等であります。

(4) 対処すべき課題

大林組グループ中期経営計画2015

～社会の安全、安心、経営の更なる安定に向けて～　Evolution 2015

国内建設市場は、国土強靭化や産業競争力強化のためのインフラ整備、首都圏を中心とした都市再生や地方創生等のニーズにより、一定の水準で建設投資が続くと考えられますが、中長期的には市場の拡大は見込みにくい状況です。一方、将来的に労働者の減少が危惧される建設業界においては、人材の確保・育成や人と技術の融合した生産システムのイノベーション等、生産力の向上が急がれます。

海外建設市場においては、当社グループが進出している東南アジア、北米及びターゲットとするオセアニア等において、インフラ整備や都市開発をはじめとする建設投資の拡大が見込まれます。

こうした事業環境を踏まえ、平成27年度を初年度とする3ヵ年計画「大林組グループ中期経営計画2015（Evolution 2015）」を策定いたしました。当社グループはこの計画に基づき、社会の安全、安心及び経営の更なる安定に向けて、各戦略及び施策を遂行してまいります。

「Evolution 2015」における当社グループの取組み方針

■切迫する巨大災害への備えや環境・エネルギー対策等の多様なニーズに応え、社会の安全、安心、快適を実現する

■建築、土木、開発の3事業に加え、新たな収益源を創出する「新領域事業」を第4の柱に、収益基盤の多様化を推進する

■当社の技術力、財務力を活かした強固なグループ経営の実践により、グループ各社の収益力を向上させる



主な経営指標目標（連結）

収益力強化の指標として営業利益を重視し、中期経営計画期間中に安定的に450億円程度を計上することを経営目標としております。収益基盤の多様化を推進し、建設事業売上高に占める海外比率を約25%に、国内建設事業以外の営業利益の割合を約45%に高めることで、市場の変化に柔軟に適応できる収益構造を確立してまいります。

また、新領域事業（再生可能エネルギー事業等）における設備投資により減価償却費が増加することから、キャッシュフローから見た収益力を示す新たな指標としてEBITDAを採用いたしました。

ROE（株主資本利益率）につきましても、中長期的に8%程度に引き上げることを目指しております。

	2015年度	2016年度	2017年度
売上高	**17,000億円** 程度		
建設事業	16,000億円 程度 （海外比率：25%）		
開発事業	500～600億円		
新領域事業	220億円	220億円	280億円
その他	100億円 程度		
営業利益	（安定的に）**450億円** 程度		
国内建設	60%	→	55%
国内建設以外 （海外建設、開発、新領域）	40%	→	45%
EBITDA ※	590億円	610億円	630億円
国内建設	55%	53%	51%
国内建設以外	45%	47%	49%
経常利益	**500億円** 程度		

有利子負債	4,000億円 程度（2018年3月末）
D/Eレシオ	0.9倍 程度
ROE	（中長期的に）8% 程度
配当性向	20%～30%

※EBITDA＝営業利益＋減価償却費（Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization）

当社グループといたしましては、この新たな中期経営計画に全力で取り組むことで企業価値を向上させ、株主をはじめとしたステークホルダーの皆様のご期待に応えてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　分	第107期(平成22年度)	第108期(平成23年度)	第109期(平成24年度)	第110期(平成25年度)	第111期〔当期〕(平成26年度)
売上高	1,131,864	1,245,772	1,448,305	1,612,756	1,773,981
当期純利益	15,423	5,142	13,195	21,627	28,695
1株当たり当期純利益	21円46銭	7円16銭	18円37銭	30円11銭	39円96銭
総資産	1,505,697	1,618,748	1,656,289	1,818,886	1,996,193
純資産	351,287	365,492	414,650	448,108	549,483

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

＜参考：大林組単体業績の推移＞

(単位：百万円)

区　分	第107期(平成22年度)	第108期(平成23年度)	第109期(平成24年度)	第110期(平成25年度)	第111期〔当期〕(平成26年度)
受注高	919,744	1,049,721	1,137,626	1,227,382	1,311,543
売上高	909,201	963,633	1,085,125	1,208,677	1,259,806
当期純利益	12,156	1,754	6,032	7,651	12,924
1株当たり当期純利益	16円91銭	2円44銭	8円40銭	10円65銭	18円00銭
総資産	1,193,601	1,261,079	1,263,130	1,397,663	1,501,829
純資産	293,704	305,190	340,024	350,917	424,902

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
大林道路株式会社	百万円 6,293	% 40.04	道路工事等の土木工事、建築工事、資材等の製造・販売
株式会社内外テクノス	百万円 150	% 100	建築工事、造作建具工事、内外装工事、資材等の販売・賃貸
大林ファシリティーズ株式会社	百万円 50	% 100	建物・設備の総合管理、建築工事、事務業務の受託
オーク設備工業株式会社	百万円 300	% 100	空気調和・クリーンルーム・衛生消火等の設備工事
大林新星和不動産株式会社	百万円 6,170	% 100	不動産の所有・売買・貸借・管理・鑑定・仲介、損害保険代理業
株式会社オーシー・ファイナンス	百万円 500	% 100	金銭の貸付、債務の保証、有価証券の保有・運用、債権の買取
大林USA	千米ドル 56,362	% 100	建築工事、資材等の販売、不動産の所有・売買・貸借・管理・仲介
大林カナダホールディングス	千カナダドル 15,501	% 100	土木工事、建築工事
ジャヤ大林	千インドネシアルピア 622,500	% 85.00	建築工事、土木工事
タイ大林	千タイバーツ 10,000	% 51.50	建築工事、土木工事、資材等の販売、不動産の所有・売買・貸借・管理・仲介
台湾大林組	千ニュー台湾ドル 570,000	% 100	建築工事、土木工事、資材等の販売

(注) 1. 上記の重要な子会社11社を含む連結子会社は84社、持分法適用会社は28社であります。
2. 大林不動産株式会社は新星和不動産株式会社を平成26年10月1日付で吸収合併し、「大林新星和不動産株式会社」に商号を変更いたしました。
3. 当社は、平成26年11月に大林USAを通じた出資持分の取得により、米国中西部を拠点に土木事業を営む「クレマー社」を連結子会社といたしました。

⑺　主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、建設事業、不動産事業を主要な事業として行っております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者〔(特－26) 第3000号〕及び一般建設業者〔(般－26) 第3000号〕として国土交通大臣許可を受け、建築・土木並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として国土交通大臣免許〔(13) 第791号〕を受け、不動産の売買、賃貸及びこれらに関連する事業を行っております。

⑻　主要な営業所等（平成27年3月31日現在）

当社	主要な営業所	本　社　東京都港区港南2丁目15番2号 札幌支店、東北支店（仙台市）、東京本店（東京都港区）、 横浜支店、北陸支店（新潟市）、名古屋支店、京都支店、 大阪本店、神戸支店、広島支店、四国支店（高松市）、 九州支店（福岡市）、海外支店（東京都港区）
	研究所	技術研究所（東京都清瀬市）
	海外事務所	ロンドン、サンフランシスコ、オークランド、シドニー、 グアム、台北、ジャカルタ、ハノイ、シンガポール、 クアラルンプール、バンコック、ヤンゴン、ドバイ
子会社	大林道路株式会社（東京都千代田区）	
	株式会社内外テクノス（東京都新宿区）	
	大林ファシリティーズ株式会社（東京都千代田区）	
	オーク設備工業株式会社（東京都中央区）	
	大林新星和不動産株式会社（東京都千代田区）	
	株式会社オーシー・ファイナンス（東京都港区）	
	大林USA（サンフランシスコ）	
	大林カナダホールディングス（バンクーバー）	
	ジャヤ大林（ジャカルタ）	
	タイ大林（バンコック）	
	台湾大林組（台北）	

⑼　従業員の状況（平成27年3月31日現在）

区分		従業員数	前期末比増減
建設事業	国内建築	6,724名	＋74名
	海外建築	2,405	＋343
	国内土木	3,023	＋66
	海外土木	362	＋51
	計	12,514	＋534
不動産事業		393	△1
その他事業		525	＋43
合計		13,432	＋576

＜参考：大林組単体の従業員の状況＞

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8,369名	＋40名	42.4歳	17.4年

⑽　主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	71,233百万円
株式会社みずほ銀行	26,224
日本生命保険相互会社	21,864
株式会社三井住友銀行	20,855
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	13,696

2. 株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　1,224,335,000株（前期末比　増減なし）
(2) 発行済株式総数　721,509,646株（前期末比　増減なし）
(3) 株主数　43,797名
(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	70,331千株	9.79 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	48,831	6.80
日本生命保険相互会社	20,905	2.91
大林剛郎	16,814	2.34
大林組従業員持株会	10,690	1.49
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	10,254	1.43
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	9,729	1.35
住友不動産株式会社	9,159	1.28
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	9,017	1.26
HSBC BANK PLC STATE OF KUWAIT INVESTMENT AUTHORITY, KUWAIT INVESTMENT OFFICE	8,838	1.23

（注）持株比率は自己株式数（3,383,894株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
大林剛郎	代表取締役会長		
白石達	代表取締役社長		
野口忠彦	代表取締役副社長執行役員	建築全般	
金井誠	代表取締役副社長執行役員	土木全般	
原田昇三	代表取締役副社長執行役員	事務全般・グループ事業担当	
岸田誠	取締役専務執行役員	海外支店長	タイ大林　取締役
三輪昭尚	取締役専務執行役員	技術本部長 兼 原子力本部長・情報システム担当	
柴田憲一	取締役専務執行役員	開発事業本部長	
杉山直	取締役専務執行役員	建築本部長 兼 東京本店長	
大竹伸一	取締役		㈱大阪国際会議場　社外取締役
田所寛士	常勤監査役		
水野将	常勤監査役		
垣内康孝	監査役		損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険㈱　社外監査役
香田忠維	監査役		日東紡績㈱　社外取締役
村尾裕	監査役		村尾公認会計士事務所　所長

（注）1. 取締役岸田誠氏が取締役を兼職しているタイ大林は、当社の子会社であります。
2. 取締役柴田憲一氏は、平成26年9月30日をもって新星和不動産㈱の取締役を退任しております。
3. 取締役大竹伸一氏は、平成26年6月20日をもって西日本電信電話㈱の取締役相談役を退任し、同社の相談役に就任しております。
4. 取締役大竹伸一氏は、社外取締役であります。
5. 監査役垣内康孝氏、監査役香田忠維氏及び監査役村尾裕氏は、社外監査役であります。
6. 取締役大竹伸一氏並びに監査役垣内康孝氏、監査役香田忠維氏及び監査役村尾裕氏は、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
7. 監査役村尾裕氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当事業年度においては、平成26年6月27日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって、秋山民夫氏が監査役を辞任しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役	10名	507百万円
監査役	7名	82百万円
うち社外役員	5名	39百万円

(注) 上記には、平成26年6月27日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役1名）の分が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先及び兼職内容	重要な兼職先と当社との関係
取締役	大 竹 伸 一	㈱大阪国際会議場 社外取締役	記載すべき関係はありません。
監査役	垣 内 康 孝	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険㈱ 社外監査役	記載すべき関係はありません。
	香 田 忠 維	日東紡績㈱ 社外取締役	記載すべき関係はありません。
	村 尾 裕	村尾公認会計士事務所 所長	記載すべき関係はありません。

(注) 取締役大竹伸一氏が取締役相談役を兼職していた西日本電信電話㈱と当社との間に、記載すべき関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	大 竹 伸 一	当事業年度中に開催された取締役会11回のうち10回に出席し（出席率91%）、必要に応じ、主に長年企業経営に携わった豊富な経験に基づき発言を行っております。
監査役	垣 内 康 孝	当事業年度中に開催された取締役会11回すべてに出席し（出席率100%）、また監査役会16回すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、主に長年国土交通行政に携わった豊富な経験に基づき発言を行っております。
	香 田 忠 維	当事業年度中に開催された取締役会11回すべてに出席し（出席率100%）、また監査役会16回すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、主に長年経済産業行政及び企業経営に携わった豊富な経験に基づき発言を行っております。
	村 尾 裕	昨年6月の定時株主総会において監査役に選任された後、当事業年度中に開催された取締役会9回すべてに出席し（出席率100%）、また監査役会12回すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役大竹伸一氏並びに監査役垣内康孝氏、監査役香田忠維氏及び監査役村尾裕氏と、会社法第423条第1項の責任について、各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	97 百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	185

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち大林USAはGallina LLPの、大林カナダホールディングスはErnst & Youngの、ジャヤ大林はPurwantono, Suherman & Surjaの、タイ大林はBDO Limitedの、台湾大林組は勤業衆信聯合会計師事務所の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、社債発行に係る監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務、海外における税務申告等に関する各種証明書発行業務等の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会がその内容を決定した会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

6. 業務の適正を確保するための体制の概要

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法律上の機関（株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人）の設置
② 内部監査の実施
③ 企業倫理委員会を中核とする企業倫理推進体制の構築・運用
④「独占禁止法遵守プログラム」の整備・運用
⑤ 内部通報制度の整備・運用
⑥「反社会的勢力排除プログラム」の整備・運用
⑦「大林組グループ贈賄防止プログラム」の整備・運用

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報の保存及び管理に関する規定の整備・運用
② 定期的な内部監査の実施

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 重要な意思決定の決裁権限の明確化
②「危機管理対策規程」の整備・運用
③ 震災時の事業継続計画（BCP）の整備・運用
④ 財務報告に係る内部統制の整備・運用

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営会議による詳細かつ迅速な意思決定
② 執行役員制度による効率的な業務執行

⑸ 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ事業統括室による指導・管理
② 経営会議等におけるグループ会社の重要事項の審議
③ グループ会社への役員派遣
④ グループ会社に対する内部監査の実施

⑹ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役会及び監査役の補助部門として監査役室の設置
② 監査役室スタッフの取締役会指揮命令系統からの独立性の確保
③ 監査役室スタッフへの指示の実効性の確保

⑺ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制構築
② 重要な会議への監査役の出席
③ 監査役と代表取締役との定期的会合の実施
④ 監査役の監査が実効的に行われるための環境整備
⑤ 監査役への報告者の保護

⑻ 監査費用等の処理に係る方針に関する事項

① 監査役の監査費用または債務の負担

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたこと等に伴い、平成27年4月28日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改正し、改正後の内容を記載しております。

連結貸借対照表

（平成27年3月31日現在）

（単位：百万円）

（資産の部）	1,996,193	（負債の部）	1,446,710
流動資産	**1,121,146**	**流動負債**	**1,058,772**
現金預金	164,309	支払手形・工事未払金等	550,042
受取手形・完成工事未収入金等	687,404	電子記録債務	76,982
電子記録債権	9,342	短期借入金	124,667
有価証券	2,835	1年内返済予定のノンリコース借入金	8,326
販売用不動産	11,627	コマーシャル・ペーパー	18,000
未成工事支出金	39,839	1年内償還予定の社債	25,000
不動産事業支出金	18,263	リース債務	85
PFI等たな卸資産	51,512	未払法人税等	4,861
その他のたな卸資産	5,728	繰延税金負債	213
繰延税金資産	20,509	未成工事受入金	97,807
未収入金	95,689	預り金	75,366
その他	14,240	完成工事補償引当金	2,379
貸倒引当金	△157	工事損失引当金	12,731
固定資産	**875,044**	その他	62,309
有形固定資産	**408,848**	**固定負債**	**387,938**
建物・構築物	87,015	社債	65,000
機械、運搬具及び工具器具備品	29,679	長期借入金	95,135
土地	285,793	ノンリコース借入金	74,691
リース資産	264	リース債務	146
建設仮勘定	6,095	繰延税金負債	54,420
無形固定資産	**6,369**	再評価に係る繰延税金負債	23,098
投資その他の資産	**459,826**	不動産事業等損失引当金	993
投資有価証券	415,541	環境対策引当金	1,022
長期貸付金	2,181	退職給付に係る負債	51,231
退職給付に係る資産	121	その他	22,197
繰延税金資産	2,034	（純資産の部）	549,483
その他	40,239	**株主資本**	**297,191**
貸倒引当金	△291	**資本金**	**57,752**
繰延資産	**3**	**資本剰余金**	**41,750**
		利益剰余金	**199,296**
		自己株式	**△1,608**
		その他の包括利益累計額	**210,479**
		その他有価証券評価差額金	**184,171**
		繰延ヘッジ損益	**190**
		土地再評価差額金	**20,770**
		為替換算調整勘定	**2,640**
		退職給付に係る調整累計額	**2,705**
		少数株主持分	**41,812**
資産合計	**1,996,193**	**負債純資産合計**	**1,996,193**

連結損益計算書

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

売上高		
完成工事高	1,673,040	
不動産事業等売上高	100,941	1,773,981
売上原価		
完成工事原価	1,572,158	
不動産事業等売上原価	70,115	1,642,273
売上総利益		
完成工事総利益	100,882	
不動産事業等総利益	30,825	131,707
販売費及び一般管理費		83,318
営業利益		**48,388**
営業外収益		
受取利息	2,762	
受取配当金	6,392	
為替差益	4,969	
その他	1,758	15,883
営業外費用		
支払利息	3,280	
その他	1,078	4,358
経常利益		**59,913**
特別利益		
投資有価証券売却益	3,064	
退職給付制度移行益	2,450	
固定資産売却益	1,042	
その他	1,209	7,766
特別損失		
減損損失	6,926	
その他	1,470	8,397
税金等調整前当期純利益		**59,282**
法人税、住民税及び事業税	9,147	
法人税等調整額	16,380	25,527
少数株主損益調整前当期純利益		**33,754**
少数株主利益		5,059
当期純利益		**28,695**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	57,752	41,750	178,665	△1,577	276,591
会計方針の変更による累積的影響額			△4,134		△4,134
会計方針の変更を反映した当期首残高	57,752	41,750	174,530	△1,577	272,456
当期変動額					
剰余金の配当			△5,745		△5,745
当期純利益			28,695		28,695
土地再評価差額金の取崩			1,816		1,816
自己株式の取得				△31	△31
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	24,765	△31	24,734
当期末残高	57,752	41,750	199,296	△1,608	297,191

	その他の包括利益累計額						少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	115,744	△213	20,264	△595	665	135,865	35,651	448,108
会計方針の変更による累積的影響額							△461	△4,596
会計方針の変更を反映した当期首残高	115,744	△213	20,264	△595	665	135,865	35,189	443,511
当期変動額								
剰余金の配当								△5,745
当期純利益								28,695
土地再評価差額金の取崩								1,816
自己株式の取得								△31
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	68,426	403	506	3,236	2,040	74,614	6,622	81,237
当期変動額合計	68,426	403	506	3,236	2,040	74,614	6,622	105,971
当期末残高	184,171	190	20,770	2,640	2,705	210,479	41,812	549,483

連　結　注　記　表

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲

すべての子会社（84社）を連結している。

主要な子会社名は次のとおりである。

大林道路株式会社、株式会社内外テクノス、大林ファシリティーズ株式会社、
オーク設備工業株式会社、大林新星和不動産株式会社、株式会社オーシー・ファイナンス、
大林USA、大林カナダホールディングス、ジャヤ大林、タイ大林、台湾大林組

株式会社カネナカについては連結子会社の大林道路株式会社が株式を取得したため、クレマーについては連結子会社の大林USAが出資持分を取得したため、株式会社大林ソーラーパワー他1社については新規設立のため、当連結会計年度から連結の範囲に含めている。

新星和不動産株式会社については連結子会社の大林不動産株式会社（現・大林新星和不動産株式会社）に吸収合併されたため、エイチ・アール・オーサカ株式会社他3社については清算したため、連結の範囲から除外した。

(2) 持分法の適用

すべての関連会社（28社）について持分法を適用している。

主要な関連会社名は次のとおりである。

洋林建設株式会社

秋田送電株式会社については株式を取得したため、株式会社オーク香取ファームについては新規設立のため、当連結会計年度から持分法を適用している。

サバティーニ特定目的会社については清算したため、持分法適用の範囲から除外した。

(3) 連結子会社の事業年度等

在外連結子会社（30社）及び国内連結子会社（1社）の決算日は12月31日、在外連結子会社（5社）の決算日は2月28日である。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用している。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っている。

上記以外の連結子会社の事業年度は当社と同一である。

(4) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

②デリバティブ　時価法

③たな卸資産

販売用不動産	個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
未成工事支出金	個別法による原価法
不動産事業支出金	個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
PFI等たな卸資産	個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
その他のたな卸資産	
その他事業支出金	個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
材料貯蔵品	先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(5) 重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）　当社及び国内連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く。）は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

②無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。

③リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(6) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

また、在外連結子会社については、貸倒懸念債権等特定の債権について、その回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②完成工事補償引当金　完成工事に係る瑕疵担保に要する費用に充てるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上している。

③工事損失引当金　受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上している。

④不動産事業等損失引当金　不動産の流動化及び不動産関連事業の整理再編を実施することに伴い発生する損失に備えるため、当該損失見込額を計上している。

⑤環境対策引当金　「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に要する費用に充てるため、当該費用見込額を計上している。

(7) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

また、在外連結子会社については、主として工事進行基準を適用している。

(8) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜方式

(9) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっている。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっている。

②のれんの償却の方法及び期間

5年間の均等償却を行っている。ただし、のれんの金額に重要性が乏しいものは、発生年度に一括償却している。

③退職給付に係る会計処理の方法

ア　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

イ　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した連結会計年度又はその翌連結会計年度から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。なお、一部の連結子会社は発生した連結会計年度に一括で費用処理している。

（追加情報）

当社は、平成26年4月1日付で確定給付企業年金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行した。当該移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用し、特別利益として「退職給付制度移行益」2,450百万円を計上している。

④連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

2．会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度から適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法について次のとおり変更した。

（退職給付見込額の期間帰属方法）

期間定額基準から給付算定式基準へ変更した。

（割引率の決定方法）

従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が7,128百万円増加し、利益剰余金が4,134百万円減少している。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,191百万円増加している。

なお、退職給付に係る負債及び利益剰余金の当連結会計年度末残高は、上記会計方針の変更による影響額及び当連結会計年度の変動額（退職給付に係る負債13,682百万円減、利益剰余金24,765百万円増）を前連結会計年度末残高に加減算した結果、それぞれ51,231百万円、199,296百万円となった。

3．表示方法の変更

⑴　連結貸借対照表関係

①　前連結会計年度において「受取手形・完成工事未収入金等」に含めていた「電子記録債権」は、明瞭性を高める観点から、当連結会計年度から区分掲記することとした。

なお、前連結会計年度の「受取手形・完成工事未収入金等」に含まれる当該金額は6,907百万円である。

②　前連結会計年度において区分掲記していた「1年内返済予定のPFI等プロジェクトファイナンス・ローン」及び「PFI等プロジェクトファイナンス・ローン」は、当該科目に含まれるPFI以外の事業（再生可能エネルギー事業）の金額が増加したことに加え、当該借入金は返済原資が特定の事業資産に限定され、企業の他の資産に影響を与えない非遡及型の借入金であることを明確にするため、当連結会計年度から「1年内返済予定のノンリコース借入金」及び「ノンリコース借入金」に科目名を変更している。

⑵　連結損益計算書関係

①　前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、当連結会計年度において金額的重要性が増したため、区分掲記することとした。

なお、前連結会計年度の特別利益の「その他」に含まれる当該金額は257百万円である。

②　前連結会計年度において区分掲記していた特別損失の「固定資産売却損」は、当連結会計年度において金額的重要性が乏しくなったため、特別損失の「その他」に含めて表示することとした。

なお、特別損失の「その他」に含まれる当該金額は362百万円である。

4．連結貸借対照表関係

⑴　担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産の内容及びその金額

販売用不動産	624百万円
建物・構築物	7,926百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	854百万円
土地	19,526百万円
投資有価証券	859百万円
合計	29,792百万円

②担保に係る債務の金額

短期借入金	955百万円
未成工事受入金	598百万円
長期借入金	2,259百万円
合計	3,813百万円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　151,998百万円

⑶　保証債務

下記の会社等の借入金について保証を行っている。

従業員住宅購入借入金	249百万円
その他	149百万円
合計	398百万円

上記金額は他社分担保証額を除いた当社及び連結子会社の保証債務額を記載している。

⑷ 「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格に合理的な調整を行って算定する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用している。

再評価を行った年月日　平成12年3月31日

⑸ 損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は367百万円である。

⑹ ① 「1年内返済予定のノンリコース借入金」及び「ノンリコース借入金」は、連結子会社でPFI事業、不動産事業又は再生可能エネルギー事業における特別目的会社が、当該PFI事業、不動産事業又は再生可能エネルギー事業を担保とするノンリコースローンとして金融機関等から調達した借入金である。

② 上記のノンリコース借入金に対応する当該特別目的会社の売掛債権等の資産の金額は、次のとおりである。

流動資産	
現金預金	11,365百万円
受取手形・完成工事未収入金等	11,157百万円
PFI等たな卸資産	51,512百万円
固定資産	
建物・構築物	4,921百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	15,097百万円
合計	94,054百万円

⑺ 当社は、緊急時等における資金調達の機動性を確保するため、取引銀行の協調融資方式によるコミットメントライン契約を締結している。契約極度額は50,000百万円であるが、当連結会計年度末現在において、本契約に基づく借入金残高はない。

また、上記コミットメントライン契約については、純資産、経常損益及び格付に係る財務制限条項が付されている。

5．連結損益計算書関係

⑴ 工事進行基準による完成工事高	1,487,965百万円
⑵ 売上原価のうち工事損失引当金繰入額	10,629百万円
⑶ 売上原価のうちたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額	1,967百万円
⑷ 研究開発費の総額	9,391百万円

6．連結株主資本等変動計算書関係

⑴ 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び数

普通株式　721,509,646株

⑵ 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,872百万円	4円	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日
平成26年11月11日 取締役会	普通株式	2,872百万円	4円	平成26年 9月30日	平成26年 12月4日

⑶ 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当

決　議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会 （予定）	普通株式	4,308百万円	利益剰余金	6円	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

7．金融商品

⑴ 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については金融機関からの借入並びにコマーシャル・ペーパー及び社債の発行等により行い、また、一時的な余剰資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定して行っている。デリバティブは、特定の資産及び負債に係る価格変動又は金利変動のリスクをヘッジする目的で利用し、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のための取引は行わない。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等、電子記録債権及び未収入金については、顧客等の信用リスクがあるが、当該リスクに関しては、受注時の審査を厳格に行うとともに、必要がある場合は適切な債権保全策を実施する体制としている。

有価証券及び投資有価証券については、主に株式であり、市場価格の変動リスクがあるが、定期的に時価を把握している。

営業債務である支払手形・工事未払金等、電子記録債務及び預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

短期借入金、長期借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債は、主に運転資金及び設備資金の調達を目的とし、ノンリコース借入金は、PFI事業等の特定の事業資金の調達を目的としている。変動金利の借入金については、金利の変動リスクがあるが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約毎にデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用している。ヘッジの有効性の評価方法については、

金利スワップ取引の特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略している。

デリバティブ取引は社内管理規定に従い執行されており、取引の状況は定期的に取締役会へ報告されている。また、大手金融機関を取引相手としてデリバティブ取引を行っており、信用リスクはないと判断している。

営業債務や借入金等の流動性リスクについては、当社グループでは、各社が年度及び四半期の資金計画、月次の資金繰り計画を作成するなどの方法により管理している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない。((注) 2. 参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
①現金預金	164,309	164,309	－
②受取手形・完成工事未収入金等	687,404	687,353	△50
③電子記録債権	9,342	9,342	－
④有価証券及び投資有価証券	399,304	399,329	25
⑤未収入金	95,689	95,689	－
資産合計	1,356,051	1,356,025	△25
①支払手形・工事未払金等	550,042	550,042	－
②電子記録債務	76,982	76,982	－
③短期借入金	124,667	124,667	－
④1年内返済予定のノンリコース借入金	8,326	8,326	－
⑤コマーシャル・ペーパー	18,000	18,000	－
⑥1年内償還予定の社債	25,000	25,000	－
⑦預り金	75,366	75,366	－
⑧社債	65,000	65,817	817
⑨長期借入金	95,135	95,288	152
⑩ノンリコース借入金	74,691	78,816	4,125
負債合計	1,113,211	1,118,306	5,095
デリバティブ取引　※	314	314	－

※　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で示している。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

①現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

②受取手形・完成工事未収入金等及び③電子記録債権

回収が1年以内の予定のものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

回収が1年を超える予定のものについては、一定の期間毎に区分した債権毎に債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いて算定する方法によっている。

④有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっている。

⑤未収入金

未収入金は短期間で入金するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

負債

①支払手形・工事未払金等、②電子記録債務、③短期借入金、④1年内返済予定のノンリコース借入金、⑤コマーシャル・ペーパー、⑥1年内償還予定の社債及び⑦預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑧社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっている。

⑨長期借入金及び⑩ノンリコース借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっている。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

このうち金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっている。

デリバティブ取引

これらの時価は、取引金融機関から提示された価格によっている。

為替予約等の振当処理及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である借入金等と一体として処理されているため、その時価は当該借入金等の時価に含めて記載している。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

種　類	連結貸借対照表計上額
非上場株式	15,507
関連会社株式	3,557
関連会社出資金	7
合　計	19,072

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産④有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

8．賃貸等不動産

⑴　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都、大阪府を中心に、賃貸用オフィスビル（土地を含む。）、再開発事業用地等を保有している。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は9,834百万円（賃貸収益は不動産事業等売上高に、賃貸費用は不動産事業等売上原価に計上）、減損損失は5,919百万円（特別損失に計上）である。

⑵　賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりである。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
261,979	△10,281	251,697	312,889

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は賃貸用オフィスビル（土地を含む。）等の取得（13,929百万円）であり、主な減少額は賃貸用オフィスビル（土地を含む。）等の売却（18,585百万円）及び減損損失（5,919百万円）である。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）である。

9．1株当たり情報

⑴　1株当たり純資産額　706円94銭

⑵　1株当たり当期純利益　39円96銭

10. その他の注記

法人税等の税率の変更による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産、繰延税金負債及び再評価に係る繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.9%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.1%になった。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は3,702百万円減少し、法人税等調整額が5,538百万円、その他有価証券評価差額金が9,228百万円、繰延ヘッジ損益が12百万円、それぞれ増加している。

また、再評価に係る繰延税金負債は2,429百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加している。

貸借対照表

（平成27年3月31日現在）

（単位：百万円）

（資産の部）	1,501,829	（負債の部）	1,076,926
流動資産	**768,739**	**流動負債**	**830,820**
現金預金	62,991	支払手形	23,470
受取手形	39,134	電子記録債務	77,922
電子記録債権	8,186	工事未払金	393,727
完成工事未収入金	493,383	不動産事業等未払金	2,137
不動産事業等未収入金	4,491	短期借入金	84,664
有価証券	16	コマーシャル・ペーパー	18,000
販売用不動産	3,645	1年内償還予定の社債	25,000
未成工事支出金	34,296	リース債務	14
不動産事業等支出金	4,089	未払金	10,335
短期貸付金	1,995	未払費用	11,815
繰延税金資産	18,509	未払法人税等	1,142
未収入金	87,689	未成工事受入金	77,561
その他	10,370	不動産事業等受入金	1,700
貸倒引当金	△61	預り金	67,900
固定資産	**733,090**	完成工事補償引当金	1,998
有形固定資産	**210,933**	工事損失引当金	10,572
建物・構築物	36,894	従業員預り金	21,855
機械・運搬具	2,592	その他	1,001
工具器具・備品	1,672	**固定負債**	**246,106**
土地	166,209	社債	65,000
リース資産	43	長期借入金	51,363
建設仮勘定	3,520	リース債務	32
無形固定資産	**3,060**	繰延税金負債	54,224
投資その他の資産	**519,095**	再評価に係る繰延税金負債	18,429
投資有価証券	403,554	退職給付引当金	47,397
関係会社株式・関係会社出資金	25,325	不動産事業等損失引当金	1,151
その他の関係会社有価証券	20,989	関係会社事業損失引当金	728
長期貸付金	31,782	環境対策引当金	949
破産更生債権等	155	その他	6,828
長期未収入金	27,045	（純資産の部）	**424,902**
その他	10,534	**株主資本**	**225,222**
貸倒引当金	△292	**資本金**	**57,752**
		資本剰余金	**41,694**
		資本準備金	41,694
		利益剰余金	**127,383**
		利益準備金	14,438
		その他利益剰余金	112,945
		固定資産圧縮積立金	2,811
		別途積立金	70,000
		繰越利益剰余金	40,133
		自己株式	**△1,608**
		評価・換算差額等	**199,680**
		その他有価証券評価差額金	**184,053**
		繰延ヘッジ損益	**318**
		土地再評価差額金	**15,308**
資産合計	**1,501,829**	**負債純資産合計**	**1,501,829**

損益計算書

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

売上高		
完成工事高	1,226,570	
不動産事業等売上高	33,236	1,259,806
売上原価		
完成工事原価	1,159,998	
不動産事業等売上原価	22,550	1,182,548
売上総利益		
完成工事総利益	66,572	
不動産事業等総利益	10,685	77,257
販売費及び一般管理費		58,298
営業利益		**18,958**
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,815	
為替差益	4,611	
その他	747	15,174
営業外費用		
支払利息	1,927	
貸倒引当金繰入額	41	
その他	1,016	2,985
経常利益		**31,148**
特別利益		
投資有価証券売却益	3,030	
退職給付制度移行益	2,450	
固定資産売却益	824	
その他	499	6,804
特別損失		
減損損失	5,221	
関係会社事業損失	2,217	
固定資産売却損	1,611	
その他	807	9,858
税引前当期純利益		**28,094**
法人税、住民税及び事業税	△1,272	
法人税等調整額	16,442	15,170
当期純利益		**12,924**

株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	57,752	41,694	14,438	3,384	70,000	34,304	122,126	△1,577	219,996
会計方針の変更による累積的影響額						△3,736	△3,736		△3,736
会計方針の変更を反映した当期首残高	57,752	41,694	14,438	3,384	70,000	30,567	118,389	△1,577	216,259
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の積立				139		△139	−		−
固定資産圧縮積立金の取崩				△712		712	−		−
剰余金の配当						△5,745	△5,745		△5,745
当期純利益						12,924	12,924		12,924
土地再評価差額金の取崩						1,814	1,814		1,814
自己株式の取得								△31	△31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	−	−	−	△572	−	9,565	8,993	△31	8,962
当期末残高	57,752	41,694	14,438	2,811	70,000	40,133	127,383	△1,608	225,222

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	115,659	89	15,171	130,920	350,917
会計方針の変更による累積的影響額					△3,736
会計方針の変更を反映した当期首残高	115,659	89	15,171	130,920	347,180
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の積立					−
固定資産圧縮積立金の取崩					−
剰余金の配当					△5,745
当期純利益					12,924
土地再評価差額金の取崩					1,814
自己株式の取得					△31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	68,394	229	137	68,760	68,760
当期変動額合計	68,394	229	137	68,760	77,722
当期末残高	184,053	318	15,308	199,680	424,902

個　別　注　記　表

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

1．重要な会計方針

(1)　資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

②デリバティブ　時価法

③たな卸資産

販売用不動産	個別法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
未成工事支出金	個別法による原価法
不動産事業等支出金	個別法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
材料貯蔵品	先入先出法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2)　固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）　定率法を採用している。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く。）については、定額法を採用している。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

②無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用している。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。

③リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

⑶ 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保に要する費用に充てるため、当期の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上している。

③工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末手持工事のうち損失の発生が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上している。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

ア　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

イ　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

（追加情報）

当社は、平成26年4月1日付で確定給付企業年金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行した。当該移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用し、特別利益として「退職給付制度移行益」2,450百万円を計上している。

⑤不動産事業等損失引当金

不動産の流動化及び不動産関連事業の整理再編を実施することに伴い発生する損失に備えるため、当該損失見込額を計上している。

⑥関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当該関係会社に対する出資金額及び貸付金額等を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上している。

⑦環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に要する費用に充てるため、当該費用見込額を計上している。

⑷ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

⑸ 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜方式

⑹ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっている。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっている。

②退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっている。

③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

2．会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を当期から適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法について次のとおり変更した。

（退職給付見込額の期間帰属方法）

期間定額基準から給付算定式基準へ変更した。

（割引率の決定方法）

従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当期首の退職給付引当金が5,793百万円増加し、利益剰余金が3,736百万円減少している。また、当期の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,203百万円増加している。

なお、退職給付引当金及び利益剰余金の当期末残高は、上記会計方針の変更による影響額及び当期の変動額（退職給付引当金10,397百万円減、利益剰余金8,993百万円増）を前期末残高に加減算した結果、それぞれ47,397百万円、127,383百万円となった。

3．表示方法の変更

⑴ 貸借対照表関係

① 前期において「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、明瞭性を高める観点から、当期から区分掲記することとした。

なお、前期の「受取手形」に含まれる当該金額は6,704百万円である。

② 関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当該関係会社に対する出資金額及び貸付金額等を超えて当社が負担することとなる損失見込額を、明瞭性を高める観点から、当期から固定負債の「関係会社事業損失引当金」に計上するとともに、当該科目を区分掲記することとした。

なお、前期の固定負債の「不動産事業等損失引当金」に含まれる当該金額は4,340百万円である。

⑵ 損益計算書関係

① 前期において特別利益の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、当期において金額的重要性が増したため、区分掲記することとした。

なお、前期の特別利益の「その他」に含まれる当該金額は11百万円である。

② 前期において区分掲記していた特別損失の「関係会社整理損」は、当期において金額的重要性が乏しくなったため、特別損失の「その他」に含めて表示することとした。

なお、特別損失の「その他」に含まれる当該金額は4百万円である。

4．貸借対照表関係

⑴ 担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産の内容及びその金額

投資有価証券	859百万円

②担保に係る債務の金額

未成工事受入金	598百万円

⑵ 有形固定資産の減価償却累計額 88,917百万円

⑶ 保証債務

下記の会社等の借入金について保証を行っている。

ウェブコー	5,948百万円
大林カタール	2,381百万円
ケナイダン	1,895百万円
大林カナダ	260百万円
従業員住宅購入借入金	249百万円
その他	149百万円
合計	10,885百万円

上記のほかに以下の会社への保証予約等がある。

（子会社）

株式会社オーシー・ファイナンス	62,859百万円
大林新星和不動産株式会社	5,300百万円
株式会社内外テクノス	4,784百万円
オーク設備工業株式会社	1,432百万円
子会社合計	74,375百万円
その他	530百万円
合計	74,905百万円

上記金額は他社分担保証額を除いた当社保証債務額を記載している。

⑷ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	10,218百万円
長期金銭債権	31,804百万円
短期金銭債務	33,806百万円
長期金銭債務	0百万円

⑸ 「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格に合理的な調整を行って算定する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用している。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 10,290百万円

（再評価を行った土地のうち、賃貸等不動産に該当する土地の当期末における時価は、再評価後の帳簿価額を8,079百万円上回っている。）

⑹ 損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は362百万円である。

⑺ 当社は、緊急時等における資金調達の機動性を確保するため、取引銀行の協調融資方式によるコミットメントライン契約を締結している。契約極度額は50,000百万円であるが、当期末現在において、本契約に基づく借入金残高はない。

また、上記コミットメントライン契約については、純資産、経常損益及び格付に係る財務制限条項が付されている。

5．損益計算書関係

⑴ 工事進行基準による完成工事高	1,119,104百万円
⑵ 売上高のうち関係会社に対する部分	18,197百万円
⑶ 売上原価のうち関係会社からの仕入高	93,714百万円
⑷ 売上原価のうち工事損失引当金繰入額	8,628百万円
⑸ 売上原価のうちたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額	1,965百万円
⑹ 関係会社との営業取引以外の取引	6,834百万円
⑺ 研究開発費の総額	9,108百万円

6．株主資本等変動計算書関係

期末における自己株式の種類及び数

普通株式	3,383,894株

7．税効果会計

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	15,384百万円
退職給付引当金	15,254百万円
減損損失	11,323百万円
関係会社出資評価損	7,693百万円
工事損失引当金	3,452百万円
未払費用（賞与）	3,011百万円
その他	12,799百万円
繰延税金資産小計	68,920百万円
評価性引当額	△14,707百万円
繰延税金資産合計	54,212百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△87,012百万円
固定資産圧縮積立金	△1,330百万円
その他	△1,585百万円
繰延税金負債合計	△89,927百万円
繰延税金負債の純額	△35,714百万円

（注）上記のほか、再評価に係る繰延税金負債が18,429百万円ある。

8．関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注1）	科　目	期末残高（百万円）（注1）
子会社	株式会社内外テクノス	所有直接100%	資機材及び建設工事の発注役員の兼任	資機材及び建設工事の発注（注2）	70,373	電子記録債務	15,267
						工事未払金	6,315
子会社	株式会社オーシー・ファイナンス	所有直接100%	債務の保証役員の兼任	債務の保証（注3）	62,859	－	－
子会社	大林新星和不動産株式会社	所有直接100%	資金の貸付役員の兼任	資金の貸付（注4）	36,894（注5）	短期貸付金	1,800
						長期貸付金	25,800

（注）1. 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めている。
2. 資機材及び建設工事の発注については、その都度価格交渉のうえ、一般取引条件と同様に決定している。
3. 子会社の銀行借入について保証を行っているものであり、保証料は受領していない。
4. 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定している。
5. 資金の貸付に係る取引金額については、期中平均残高を記載している。

9．1株当たり情報

⑴ 1株当たり純資産額	591円68銭
⑵ 1株当たり当期純利益	18円00銭

10. その他の注記

法人税等の税率の変更による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産、繰延税金負債及び再評価に係る繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.9%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.1%になった。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は3,961百万円減少し、法人税等調整額が5,266百万円、その他有価証券評価差額金が9,216百万円、繰延ヘッジ損益が12百万円、それぞれ増加している。

また、再評価に係る繰延税金負債は1,952百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社　大　林　組
　取締役会　御　中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長　坂　　隆　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　金　子　秀　嗣　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福　田　　悟　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大林組の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大林組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社　大　林　組
　取締役会　御　中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長　坂　　隆　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　金　子　秀　嗣　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福　田　　悟　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大林組の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求める等監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、その内容等について説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

株式会社　大　林　組　監査役会

常勤監査役　田　所　寛　士　㊞

常勤監査役　水　野　　将　㊞

社外監査役　垣　内　康　孝　㊞

社外監査役　香　田　忠　維　㊞

社外監査役　村　尾　　裕　㊞

以　上

（ご参考）

ニュース&トピックス

JR新宿駅南口の新たな「まちづくり」

～15年の歳月をかけてきた一大プロジェクトの完成に向けて～

当社はJR新宿駅南口において「新宿駅南口地区基盤整備事業」と「新宿駅新南口ビル（仮称）新築工事」をJVの代表として進めています。

10年以上の歳月をかけて施工している「新宿駅南口地区基盤整備事業」は、16本の線路と8つのホームの上部に人工地盤を構築し、そこに駅施設や歩行者広場、タクシー乗降場、高速バスターミナル、多目的ホールなどが入る7階建ての駅舎を整備するものです。軌道に近接する人工地盤の構築では作業が深夜の4時間に集中するため、周到な施工計画を策定し、作業手順の確認を徹底することで、始発列車の運行に支障を来さないよう安全に施工してきました。また、駅舎では先行オープンした改札口を行き来する乗降客の安全にも配慮しながら、急ピッチで仕上げ工事を行っています。

新宿駅南口に面する国道20号は、耐震化等を目的として当社JVが跨線橋を架け替え、道幅も30mから50mに広がりました。南口地区の道路と駅舎が一体で整備されることで駅周辺の回遊性や利便性が向上し、道路渋滞の解消や歩行者の安全確保につながることが期待されています。

また、駅舎の隣地で進む「新宿駅新南口ビル（仮称）新築工事」では、高さ約170m、地上33階建ての複合ビルの建設が最盛期を迎えています。荷捌き場が狭い仮設構台に限定されるなどの厳しい施工条件下では、生産性を高めるための知恵や工夫が問われます。外壁カーテンウォールの取り付けでは、虎ノ門ヒルズの建設で採用した「外装揚重システム」を導入。ビル躯体の周囲に敷かれたレール上を水平移動するクレーンを用いて、効率よく施工しました。

現在は、来年春の完成に向けて総勢100名を超す当社職員が昼夜2交代制で施工にあたっています。今後も「安全第一」を最重要課題としながら、JR新宿駅南口における新たな都市空間の誕生に貢献していきます。



新宿駅南口が総合的な交通結節点として生まれ変わり、新たなランドマークも完成する予定です。

技術研究所にスマートエネルギーシステムが完成

～スマートシティに関する技術の実証・ノウハウの蓄積へ向け運用を開始～

当社は東京都清瀬市の技術研究所において、複数の大型電源を最適に組み合わせて活用するスマートエネルギーシステムを構築し、次世代のスマートシティを想定した実証を開始しました。

本システムでは、分散させた大型電源（太陽光発電、大型蓄電池、マイクロコンバインド発電※）による電力を、本館テクノステーションやオープンラボのほか、国内最大レベルの三次元振動台や遠心模型実験装置など大規模な電力を必要とする各実験棟に供給します。1日のうちでも変動の大きい電力需給をEMS（エネルギーマネジメントシステム）で統合管理し、ビッグデータなどを用いた電力需給の予測に基づき、リアルタイムに最適な需給バランスを調整します。これにより、大型研究施設におけるピーク時電力の平準化、商用電力量の低減とコスト削減、省エネ効果の実証などが可能になります。

さらに、EMSに、発電・蓄電・節電などの状況を数値やグラフで確認できるSCIM（スマートシティインフォメーションモデリング）も導入し、制御・管理の状況を「見える化」しています。

今後、スマートエネルギーシステムによる実証を通じてノウハウを蓄積し、大規模な工場、大学、病院など、複数の建物を有する施設等に、次世代のスマートシティ構築に向けた技術やソリューションを提供していきます。

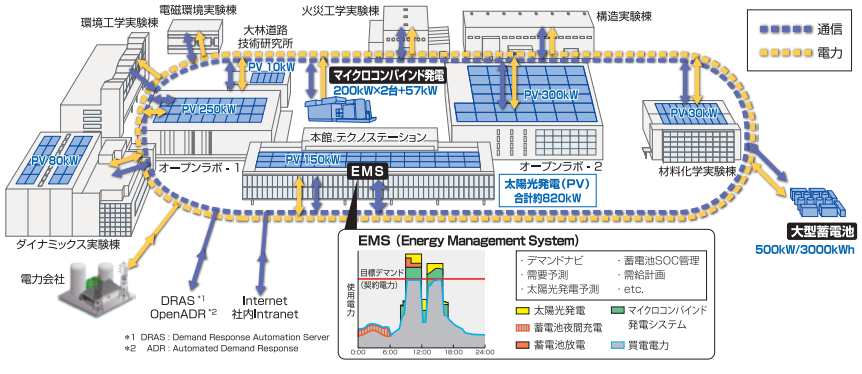

大林組技術研究所スマートエネルギーシステムの概要

※マイクロコンバインド発電
ガスエンジン発電機とその排熱を用いた小型タービン発電機からなる発電システム

「テクノ事業創成本部」を新設

～建築・土木・開発の3事業に続く、新たな収益の柱を目指して～

当社は、技術本部ビジネス・イノベーション室とPFI事業部を統合再編し、2014年10月に「テクノ事業創成本部」を新設しました。

ビジネス・イノベーション室から受け継いだ再生可能エネルギー分野では、太陽光発電事業で120メガワット超の事業化が決定しており、2017年4月にはすべての発電施設が稼働する予定です。今後は風力や木質バイオマス、地熱などの自然エネルギー発電への取り組みも進めていきます。

農業分野では、千葉県内に農業生産法人を設立のうえ太陽光利用型植物工場事業に参入するとともに、人工光型植物工場事業については、先駆企業である㈱スプレッドとの事業提携に向けた準備も進めており、今後、農業ビジネスへの本格的参入と拡大に注力していきます。また、水素関連ビジネスなど当社の保有技術を活かした新領域分野にも注目しています。

さらに、国内屈指の獲得実績を持つPFI事業で培った事業スキーム構築や資金調達等のノウハウを活用し、PPPプロジェクトへの取り組みを強化して収益向上を図っていきます。

再生可能エネルギー事業や農業などの新領域事業を推進し、建築・土木・不動産開発の3事業に続く収益の柱に成長させ、収益基盤の多様化を図っていきます。2017年度には新領域事業における売上高280億円を目指します。



2014年11月に稼働を始めた兵庫県の押部谷太陽光発電所。現在は国内19ヵ所で計70メガワット超の太陽光発電設備が稼働しています。



写真提供：㈱スプレッド

完全人工光型植物工場での野菜栽培。当社は生産施設の設計・施工技術や環境制御技術を応用し、植物工場事業に取り組んでいきます。

メ モ